

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年 6 月 2 日

【会社名】 株式会社バリューデザイン

【英訳名】 VALUEDESIGN INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 林 秀治

【本店の所在の場所】 東京都中央区八丁堀三丁目 3 番 5 号

【電話番号】 03-5542-0088

【事務連絡者氏名】 執行役員 管理本部長 齋藤 升光

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区八丁堀三丁目 3 番 5 号

【電話番号】 03-5542-0088

【事務連絡者氏名】 執行役員 管理本部長 齋藤 升光

【縦覧に供する場所】 該当事項ありません。

1【提出理由】

当社は、2022年6月1日の臨時株主総会において、すべての決議事項の決議について、株主による書面同意が得られたことにより、株主総会の決議があったものとみなされましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2022年6月1日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

当社がアララ株式会社の完全子会社となったことにより、会社機関設計の簡素化及びその他の必要な変更を行うことを目的としたものであります。

- ・監査役会の設置の定めの廃止
- ・自己の株式の取得の定めの廃止
- ・普通株式に係る譲渡制限の定めの新設
- ・株主名簿管理人の設置の定めの廃止
- ・株式取扱規程の定めの廃止
- ・参考書類等のインターネット開示の定めの廃止

第2号議案 取締役2名選任の件

楠木 康弘、小柳 雄志を取締役に選任するものであります。

第3号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

当社は、2021年6月末日時点で107,190,875円の繰越利益剰余金の欠損を計上しております。つきましては、現在生じている繰越利益剰余金の欠損を補填し財務体質の健全化を図るとともに、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、会社法第447条第1項及び会社法第448条第1項の規定に基づく資本金及び資本準備金の額の減少並びに会社法第452条の規定に基づく剰余金の処分を行うものであります。

1. 資本金の額の減少の内容

(1) 減少する資本金の額

資本金の額440,889,669円を340,889,669円減少し、100,000,000円といたします。

(2) 資本金の額の減少の方法

会社法第447条第1項の規定に基づき資本金の額を減少し、全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。なお、払戻を行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行いません。

2. 資本準備金の額の減少の内容

(1) 減少する資本準備金の額

資本準備金の額1,000,756,910円を900,756,910円減少し、100,000,000円といたします。

(2) 資本準備金の額の減少の方法

会社法第448条第1項の規定に基づき資本準備金の額を減少し、全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。

3. 剰余金の処分の内容

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 107,190,875円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 107,190,875円

(3) 剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、上記1及び2の資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、

当該減少により生じるその他資本剰余金のうち107,190,875円を減少して繰越利益剰余金に振り替え、欠損補填に充当いたします。これによって当社の繰越利益剰余金の欠損が解消されます。

4. 資本金の額の減少及び資本準備金並びに剰余金の処分が効力を生ずる日

2022年6月29日

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 定款一部変更の件	17,318	0	0	(注)1	可決 (100.00)
第2号議案 取締役2名選任の件					
楠木 康弘	17,318	0	0	(注)2	可決 (100.00)
小柳 雄志	17,318	0	0		可決 (100.00)
第3号議案 資本金及び資本準備金 の額の減少並びに剰余 金の処分の件	17,318	0	0	(注)1	可決 (100.00)

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。